

令和4年12月20日

学校施設利用に伴う感染症対策のお願い

学校施設利用に伴い、下記の確認事項をご確認ください。また、日々の健康観察、感染症予防にも努め、施設利用をお願いいたします。確認事項を遵守のうえでの、施設利用にご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

○利用者の制限(下記症状がある場合は、入校できません。)

- ・平熱より0.5℃以上高いまたは37.2℃以上ある方
- ・風邪の症状がある方(発熱、咽頭痛、咳、倦怠感等)
- ・同居の家族に新型コロナウイルス感染者またはその疑いのある方
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者またはその疑いのある方と濃厚接触になりうる接触のあった方
※濃厚接触…手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった等
- ・その他体調が思わしくない方

○利用にあたって

- (1) 入校時の検温の実施
ゲートでの検温にご協力ください。(37.2℃以上ある場合は、入校できません)
- (2) 校内でのマスク着用
グラウンドや体育館等、距離をとって活動する場合を除いて基本的にマスクの着用をお願いいたします。
- (3) 手指消毒
手指消毒液を持参し、適宜消毒をしながらご利用ください。

○その他

- ・サークル活動等は、その活動の目的に応じた活動範囲の中で行い、その会の責任者の管理のもと、感染対策を徹底して行うようにしてください。
- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症 HP「感染リスクの高まる5つの場面」や、文部科学省 HP「業種別ガイドライン」等も参考に感染症対策にご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

(参考)

[感染拡大防止に向けた取組 | 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 \(corona.go.jp\)](https://corona.go.jp)

[業種別ガイドライン：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://mext.go.jp)

[スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて：スポーツ庁 \(mext.go.jp\)](https://mext.go.jp)